

令和7年度静岡市出会いの機会創出イベント実施業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

静岡市の結婚をめぐる状況は、婚姻率、婚姻数の増減率とも大都市中下位に位置するなど喫緊の課題である。そこで、静岡市の結婚支援の一環として「出会いの機会創出イベント」を開催し、いずれ結婚したいと考える独身男女に出会いの機会を提供することとしている。

本実施要領は、静岡市出会いの機会創出イベント実施業務（以下「本業務」という。）の契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度ここ若第3号 静岡市出会いの機会創出イベント実施業務
- (2) 業務内容 別紙「静岡市出会いの機会創出イベント実施業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに従う。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年2月28日まで
- (4) 提案上限額 1,125,000円（消費税及び地方消費税10%を含む）
※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。
※上限を超えたものは失格とする。
- (5) 支払方法 原則として業務完了後の一括払いとする。ただし、必要に応じて支払方法について契約後に協議を行う。

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格

申請日から見積執行日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事

実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) 及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

(4) 静岡市入札参加停止等措置要綱 (平成24年4月1日施行) による入札参加停止措置の期間中でないこと。

4 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
実施要領等の公表	令和7年4月21日(月)	
質問受付	令和7年5月7日(水) 17時まで	質問書【様式5】に記載の上、電子メールで提出してください。電話・FAX等での質疑応答は行いません。 電子メールアドレス： wakamono@city.shizuoka.lg.jp
質問に対する回答	令和7年5月14日(水) 17時まで	質問者に対し、電子メールで送付するとともに、ホームページで公開します。
企画提案書提出(プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む)	令和7年5月21日(水) 17時まで(必着)	郵送(書留郵便に限る)又は持参してください。 提出場所：静岡市こども未来局こども若者応援課(静岡市役所静岡庁舎本館1階) 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 持参の場合の受付時間：土日及び祝祭日を除く9時から12時及び13時から17時まで
書類選考(1次選考)	令和7年5月21日(水)から 令和7年5月27日(火)まで	書類選考により5者程度を選びます。応募者が5者以下の場合書類選考を行いません。
書類選考(1次選考)	令和7年5月28日(水)	書類選考を通過した業者には、プ

審査結果通知		プレゼンテーションの参集時刻及び開催場所を通知します。
プレゼンテーション	令和7年6月4日（水） 場所：静岡市役所 静岡庁舎 本館4階 44会議室	
審査結果の通知	令和7年6月上旬以降	プレゼンテーションの参加者全てに通知します。
契約候補者とならない者が説明を求めたときの説明要求期限	令和7年6月上旬以降別途定める期日まで	
説明要求に対する回答	令和7年6月上旬以降別途定める期日まで	

5 提出書類等

- (1) プロポーザル参加申請書【様式1】（1部）
- (2) 会社概要書【様式2】（1部）
- (3) イベント等企画運営実績報告書【様式3】（1部）
- (4) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】（1部）
- (5) 商業登記簿謄本（1部）※コピー可
※個人事業主の場合は印鑑証明書
- (6) 貸借対照表、損益計算書（直近1年度分）（1部）※コピー可
※個人事業主の場合は直近1年間の事業報告書及び直近の決算関係書類等
- (7) 納税証明書（申請日前3ヶ月以内に証明されたもの）
 - ①消費税納税証明書（1部）その3又はその3の3
 - ②市民税納税証明書（直近1年度分：1部ずつ）
- (8) 企画提案書（紙媒体6部：正本1部、副本5部）
- (9) 見積書及び積算内訳書（1部）
 - ・見積書に記入する数字は、アラビア数字を用いること。
【例】¥123,000-
 - ・金額は税抜で記載すること。
 - ・代表者印を押印すること。

- ・見積上限額を超えないこと。
- ・記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印すること。ただし、金額の訂正は認めない。

6 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成してください。

(1) 書式

- ア 用紙サイズはA4版を基本とし、縦横どちらでも構いません。
- イ 企画提案書は紙媒体6部（正本1部、副本5部）を提出してください。
- ウ 企画提案書等のページ数制限はありませんが、(2)の記載項目の順に可能な限り簡潔にまとめ、20分程度で説明できる内容としてください。
- エ 散逸しないような形で綴ってください。

(2) 記載項目

- ア 業務に対する基本的な考え方
- イ 業務実施内容等
別紙「プロポーザル（企画提案）仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき次の事項について理由とともに提案すること。
 - ① イベントの内容（マッチングの方法を含む）
 - ② イベントの周知方法
 - ③ 会場の設置
 - ④ 参加者の募集・受付・決定・連絡体制
 - ⑤ スタッフの運営体制
- ウ 自由提案
上記以外に、当業務の目的達成のために本事業において実施されることが効果的と考えられる事項があれば併せて提案してください。なお、市が必要と認めた提案内容については、本事業に取り入れる場合があります。
- エ 類似業務の実績
交流イベント又は結婚支援に係る事業を行ったことがある場合には、その内容等を記載すること。

(3) 注意事項等

- ア 表紙、目次を付けて通し番号を付すこと。

- イ 提案書には、提案団体が特定されるような内容を記載しないこと。
- ウ 書類等の作成に用いる言語、通貨、及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、専門用語には注釈をつけるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- エ 企画提案書の提出は1者につき1提案とします。

7 書類選考（一次選考）

（1）実施方法等

- ① 提出された企画提案書等の書類について、事務局にて評価し、5者程度を審査します。
- ② 企画提案審査基準（別表1）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数により審査します。
- ③ 応募者が5者以下の場合は、書類選考を行いません。

（2）書類選考結果の通知

すべての参加者に選考結果を通知します。

8 プレゼンテーション

（1）実施方法等

- ① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。
 - ア 準備：3分
 - イ 説明：15分
 - ウ 質疑応答：10分
 - エ 片付け：2分
- ② プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する方が行って下さい。
- ③ プレゼンテーションの出席者は、2名以内とします。
- ④ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参してください。
- ⑤ プロジェクター及びスクリーン又は42.5インチモニター及びHDMIケーブルは事務局が用意します。
- ⑥ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とします。

（2）評価者

本市が設置する「令和7年度静岡市出合いの機会創出イベント実施業務に係る候補者選定審査委員会」における審査委員が評価者となります。

(3) 企画提案の評価

ア 本市が設置する審査会における委員が評価者となります。

イ 企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準(別紙1)に基づき項目ごとに数値化して採点し、総合点が最も高い提案をしたものを本委託業務の契約候補者とします。企画提案審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

ウ 参加者が1者でもあっても本プロポーザルは成立するものとしますが、審査の結果、委員の合計点数が350点未満の場合は、本業務の契約候補者として選定しません。

エ 最高得点の事業者が2者以上いる場合は、委員の投票により選定し、可否同数のときは委員長の決するところにより選定します。

オ 審査会は非公開とします。

(4) 要求水準を満たさない場合

以下の場合、契約候補者の選定をしません。

① 審査委員の評価点の合計が350点を下回った場合。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合。

10 契約手続き等

- (1) 選定結果の通知後、契約候補者と速やかに契約内容について調整後、見積執行を行い、随意契約の締結手続きを行います。なお、協議において事業の根幹をなす部分を除き提案内容を一部変更することがあります。
- (2) 契約候補者との協議が整わなかったときは、その決定を取り消すとともに、次順位の者を契約候補者として協議し、見積合わせを行ったうえで、契約を締結します。

11 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しません。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、参加者の負担とします。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできません。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (6) 提出書類の著作権は参加者に帰属します。ただし、プロポーザルにより委託契約を締結した事業者の提出書類はこの限りではありません。
- (7) プロポーザルにより委託契約を締結した事業者の制作物の著作権（本業務を通じて制作したデータ、イラスト、文章、写真等の全てを含む。）は市に帰属し、市のホームページや印刷物など二次利用する場合があります。
- (8) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の正当な利益を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。
- (9) 参加申請書の提出後にやむを得ず辞退する場合は、辞退届を提出すること。

12 事務局（問合わせ先）

静岡市 こども未来局 こども若者応援課 こども若者応援係

（5月2日まで）〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 清水庁舎 9階

（5月7日以降）〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎 本館 1階

電話 054-354-2612（5月7日以降変更）

電子メールアドレス wakamono@city.shizuoka.lg.jp

(別表1) 評価基準【100点満点】

評価項目	評価基準		点数	比重
1 趣旨理解 (10点)	・業務目的を理解し、ターゲットを踏まえた明確なコンセプトが提案されているか。		5	×2
2 企画内容 (55点)	イベントの 企画 (25点)	・20代を中心とした若年層が興味を持ち、参加しやすいイベントとなっているか。	5	×3
		・コミュニケーションが促進できるよう、企画内容(時間配分等)が工夫されているか。	5	×2
	周知の方法 (20点)	・市内企業や市民に広く周知し、参加者の確保が見込める方法となっているか。	5	×2
		・20代を中心とした若年層の主に女性に届きやすい周知方法となっているか。	5	×2
	会場の設置 (10点)	・20代を中心とした若年層の主に女性にとって魅力的な会場か。	5	—
		・イベント実施時に会場周辺への配慮がされているか。	5	—
3 独自性 (10点)	・内容や進め方に他社との差別化を図るような工夫や仕様書記載内容以外に効果的かつ魅力的な独自の提案が含まれているか。(自由提案)		5	×2
4 実施体制 等 (15点)	スケジュール (5点)	・無理のない実現可能なスケジュールになっているか。	5	—
	実施体制 (10点)	・提案内容を確実に実行できる体制となっているか。(業務担当者の経験や能力等を考慮)	5	—
		・参加者の安全を確保するための対策が立てられているか。(災害・事故発生時や参加者間のトラブル発生時の対応)	5	—
5 業務実績 (10点)	・類似するイベント等の企画・運営した実績があるか。 類似の業務実績がない。… 1点 類似の業務実績が1以上ある。… 3点 類似の業務実績が5以上ある。… 4点 類似の業務実績が10以上ある。… 5点		5	×2

提案者の順位の決定方法

- 1 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高いものを契約候補者とする。
- 2 評価点の満点は500点とする（評価委員1人あたりの点数100点×評価委員5人）
- 3 評価の際には評価項目毎に、いかに示す通り1点刻みの評価を行う。その評価に対する比重を各評価項目に設ける。

評価参考	劣っている	やや劣っている	標準的	やや優れている	優れている
5点配点	1	2	3	4	5

- 4 参加者が1者でもあっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、委員の合計点数が350点未満の場合は、本業務の契約候補者として選定しない。
- 5 最高得点の事業者が2者以上いる場合は、委員の投票により選定し、可否同数のときは委員長が決するところにより選定する。